

漁業権の中間免許に関する方針

令和6年（2024年）12月27日一部表現訂正
沖縄県水産課

行	項目	説明
1	■ 1 免許の要望について	
2	中間免許の方針	令和3年10月作成「令和5年漁業権一斉切替に関する基本方針」を踏まえて実施する。説明が異なるところは、本書による。
	中間免許の期間	免許の期間は、モズク養殖など特区と定置の場合は、令和8年9月～令和10年8月までの2年間。共同とクルマエビなど区画の場合は、令和8年9月～令和15年8月までの7年間。
3	中間免許の対象	令和5年海区漁場計画を変更・追加する内容の全て
4		具体的には、共同漁業や区画漁業（特区を含む）・定置漁業について、新規の漁場や漁場区域の拡大、漁場の縮小、魚種の変更、漁法の変更、新規の試験養殖などのすべてが対象
5		令和10年に漁業権切替を控えており、直ちに着手する見込みのない事業計画の場合、要望調査票を受理しないで保留する。
6	漁場の活用状況	既存漁場に係る次の書類で確認を行う。提出しない漁業権者にとっては、要望調査票を受理しないで保留する。法に基づく提出義務があるので、別で指導や処罰の対象になるので注意すること。
7		①「令和6年分の資源管理状況等報告（通称：漁業権の実績報告）」
8		漁協（団体漁業権）の場合、
9		②「漁業生産力の発展に関する計画（令和5年免許）」
10		③「漁業生産力の発展に関する計画」の点検結果（令和5年9月～令和6年8月分、令和5年8月以前含む）
11	漁場における施設管理	施設（鉄筋やイケスなど）の放置トラブルがある場合、要望調査票の受理が保留になり、漁場管理の改善を優先することがある。
12	漁場の区域	地図アプリ（グーグルマップや水産庁HP「海しる」など）で作図すること。図面は任意でよく、座標値は図中に示してよい。
13		緯度経度の表示は、度（例：26.12345度）が望ましいが、度分（船舶GPS表示）や度分秒（海図）のいずれでもよい。表示の単位は混同しないこと。
14	事業の計画	要望調査票と別紙で、事業計画（漁業権の種類や事業計画に見合った漁場の区域、施設の規模など）を説明すること。
15		漁協が漁場（団体漁業権）の新規・拡大を行う場合、行使予定者の属性に係る名簿を作成し説明すること。
16	定置漁業に係る事業計画	要望調査票に加え、漁具図と設置水深が分かる資料を提出すること。定置漁業は大資本が必要なので、詳しい事業計画（漁協自営の場合は総会手続きの見込みを含む）も準備すること。
17	試験養殖について	営利団体（漁協や民間企業、個人）が行おうとする場合、予め漁業権免許を受けることが必要。
18		近隣に類似漁業権のない養殖技術を試したい、既存漁場と異なる環境で養殖を行いたい場合が該当する。
19		漁場の区域は、試験に必要な最低規模で行い実績を作ること。行使予定者の増加や施設の規模拡大など漁場の区域の変更が必要になった場合、次の漁業権免許の機会に要望すること。
20		カキ養殖は、資本を必要とするので、詳しい事業計画（試験規模で実施、資金の調達方法など）を準備すること。
21	要望の総会手続き	令和7年度通常総会で中間免許の要望内容を報告すること。総会承認（普通議決）は不要。

- 22 ■2 漁業権の設定の
考え方
- 23 漁業権の設定を行わ 共同漁業権の設定のない区域（港の周辺を除く）は、定置漁業や区画
ない地域 漁業の漁場を設定しない。
- 24 地撒き式漁業権の扱 収穫まで数年の年月を必要とし、管理の実態が種苗放流と変わらない
い ことから、新規の漁場の設定は行わない。
- 25 既存漁場については、漁業権の切替時に、行使の状況や管理の実態を
みて更新漁場と扱えるか判断する。
- 26 漁場の変更 既存漁場の活用状況や変更理由を説明すること。
- 27 新規の漁場 近隣の既存漁場の活用状況が不調の場合、あるいは事業計画の説明が
具体的ではない場合、今回漁場を設定しないで、次の漁業権免許の機
会まで保留する場合がある。
- 28 漁場の区域は、新規着業に必要な最低規模で行うこと。操業の実績を
積み上げ、行使予定者の増や施設の規模拡大など漁場の区域の変更が
必要になった場合に、次の漁業権免許の機会に要望すること。
- 29 公益上の観点 港や漁港の静穏域（防波堤や港内の空地）での要望は受け付けるが、
予め管理者に説明を済ませておくこと。
- 30 管理者との調整により、漁場設定できないことや希望する区域を変更
することがある。原則、航路や泊地、漁業権永久消滅区域、管理者と
の間に操業しない旨の取決めがある区域は、漁場を設定しない。
- 31 ただし、工事への協力や漁業補償を求めないなど管理の支障にならない
措置があれば、調整可能である。
- 32 海区漁場計画（変 海区漁場計画（変更の素案）と海区漁場計画（変更案）を作成した
更）の策定までの手 後、水産課HPで公表し、意見の聴取を行う。
続き
- 33 ■3 漁業権の免許に
ついて
- 34 免許の申請 令和8年（2026年）2月頃に、海区漁場計画（変更）の関係者向け
に、申請手続きの説明を行う。
- 35 免許後の事項 「資源管理状況等報告（通称：漁業権実績報告）」は、前年分を毎年
1月末まで法に基づく提出義務がある。
- 36 「漁業生産力の発展に関する計画」は、法に基づき免許ごと（中間免
許を含む）に作成し、法に基づく総会決議と提出義務がある。
- 37 「漁業生産力の発展に関する計画」は毎年点検し、法に基づき総会決
議または理事会で決議・総会報告、提出義務がある。
- 38 中間免許で新規漁場を所得した後、直ちに着手しない場合、次の漁業
権免許において、更新漁場と扱わないで原則廃止にする。この場合、
着手しなかった理由を聴取して、事業計画を変更して新規漁場として
漁場設定できるか判断する。
- 39 ■4 漁業権の免許の
内容となる事項
- 40 共同漁業権 漁業権免許の内容（漁業の名称や漁場の区域、関係地区）を点検し、
漁業調整上の課題がある場合は、変更を順次行う。
- 41 河川付近における区域について、漁場環境や操業実態の調査を行い、
境界を判断できたところは順次変更を行う。
- 42 区画漁業権 今回は、令和5年免許の漁業種類で分類する。漁業の実態をみて、令
和10年の次期漁業権免許までに漁業権免許の内容（漁業の名称や関
係地区）を点検・整理する。
- 43 漁場の区域について、行使している区域が小さく、管理できる区域を
超えて広い場合は、行使実態を点検し、次期漁業権切替時に変更す
る。
- 44 定置漁業権 —
- 45 ■5 むすびに 期限を過ぎた要望調査票は、受理しない。